

議案第123号

川崎市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年9月4日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市営住宅条例の一部を改正する条例

川崎市営住宅条例（昭和37年川崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 60歳未満の者で第33条の9第1項の規定による許可（同項第2号に係るものに限る。）を受けようとするもの

第33条の9第1項中「条件」の次に「（同条第2項の規定により同条第1項第2号に規定する条件を具備することを要しないこととされた者にあつては、同号に掲げる条件を除く。）」を加え、「、規則で定める日において同居親族に6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者があるものに、市営住宅でその周辺地域の状況その他の実情に照らし特に子育てに適すると認めるものを使用させる場合には、16年」を「次の各号に掲げる使用申込者に、当該各号に掲げる使用申込者の区分に応じ当該各号に定める期間」に、「当該市営住宅」を「、市営住宅でその周辺地域の状況その他の実情に照らし当該各号に掲げる使用申込者の使用に供することが適当と認めるもの」に改め、同項に次の各号

を加える。

- (1) 規則で定める日において、同居親族に6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある使用申込者並びに本人及び同居親族の年齢が規則で定める年齢に満たない使用申込者 19年
- (2) 同居親族がなく、かつ、規則で定める日において60歳未満の使用申込者 5年

第33条の9第6項中「使用者が、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者と第22条第1号の規定により許可を受けて同居している場合には」を「次の表の左欄に掲げる使用者が、それぞれ同表の中欄に掲げる使用期間を延長することができる場合に該当するときは」に、「16年を超えない範囲内において規則で定める」を「それぞれ同表の右欄に掲げる期間を超えない範囲内において規則で定める」に改め、同項に次の表を加える。

使用者	使用期間を延長することができる場合	期間
第1項第1号に掲げる者として定期使用許可を受けた使用者	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者と第22条第1号の規定による許可を受けて同居している場合	19年
第1項第2号に掲げる者として定期使用許可を受けた使用者	定期使用許可に係る入居指定日から5年を経過していない場合	5年

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の条例第33条の9第1項の規定による許可を受けて市営住宅を使用している者は、改正後の条例第33条の9第1項

第1号に掲げる者として同項の規定による許可を受けた者とみなす。

参考資料

制 定 要 旨

本人及び同居親族が一定の年齢に満たない者並びに同居親族がない60歳未満の者に期間を限って市営住宅の使用を許可することができることとすること、期間を限って市営住宅の使用を許可する場合における使用期間の上限を使用申込者の区分に応じて定めること等のため、この条例を制定するものである。